

平成 30 年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜基本方針

平成 30 年度山形県立東桜学館中学校の入学者選抜は、平成 29 年度の山形県教育委員会の公告に基づき実施するが、選抜の基本的な方針については、以下のとおりとする。

- 1 入学志願及び入学定員は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 志願資格は、次のいずれかに該当する者とする。
 - ① 平成 30 年 3 月に小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部（以下「小学校等」という。）を卒業又は修了見込みの者で、保護者とともに山形県内に住所を有する者
 - ② 山形県教育委員会教育長が特別に志願を承認した者
 - (2) 入学志願は、在学する学校の校長を経由せず、直接行うものとする。
 - (3) 出願受付期間は、平成 29 年 11 月 27 日（月）から平成 29 年 12 月 1 日（金）までとする。
 - (4) 入学定員は 99 名とする。なお、男女別の内訳は同数程度とする。
- 2 入学者は、山形県立東桜学館中学校の教育理念を踏まえ、志願者の能力や適性等を総合的に判定し選抜する。選抜の資料については、次の各号に定めるところにより、小学校等における学習等の諸活動の記録（以下「調査書」という。）並びに山形県教育委員会が実施する適性検査、作文及び面接の結果を用いるものとする。
 - (1) 第 5・第 6 学年における各教科の評定合計と、適性検査、作文及び面接の得点合計については、同じ比率で扱う。
 - (2) 調査書中の各教科の評定以外の記録にも留意する。
- 3 適性検査、作文及び面接は、次の各号に定めるところにより行う。
 - (1) 適性検査、作文及び面接は、平成 30 年 1 月 6 日（土）に行う。
 - (2) 適性検査については、時間を 55 分、配点を 100 点とし、課題を理解し、根拠に基づいて論理的に考え、適切に判断する能力、課題に対する自分の考えを表現する能力など、小学校等の教育課程に基づく学習によって身につけた総合的な力をみるものとする。
 - (3) 作文については、時間を 40 分、配点を 35 点とし、与えられたテーマについて、自分の考えや意見などを適切にまとめ、文章で表現する力をみるものとする。
 - (4) 面接は集団面接とし、時間を 15 分程度、配点を 15 点とし、志願動機や学習への関心・意欲などを総合的にみるものとする。
- 4 選抜結果通知書は、平成 30 年 1 月 11 日（木）に発送する。
- 5 その他入学者選抜の実施上必要な事項は、別に定める入学者選抜実施要項に示す。